

平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要となります。

社会保障関係の 手続

年金の資格取得や確認、給付

雇用保険の資格取得や
確認、給付

ハローワークの事務

医療保険の給付の請求

福祉分野の給付、生活保護

など

税務関係の手続

税務署に提出する
確定申告書、
届出書、法定調書などに記載

都道府県・市町村に
提出する申告書、
給与支払報告書などに記載

など

災害対策

防災・災害対策に関する事務

被災者生活再建支援金の給付

被災者台帳の作成事務

など

■マイナンバーを利用
できる機関など

① 国・地方公共団体など

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障・税・災害対策のために利用されます。

このため、皆さんは、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当、その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きで、申請書などにマイナンバーの記入を求められることとなります。

また、勤務先や保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められることがあります。

② 民間企業

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続き・給料から源泉徴収をして税金を納めたりしています。

また、金融機関や証券会社・保険会社などでも、利金・配当金・保険金などの税務処理を行っています。

平成28年1月以降は、これらの手続きを行うためにマイナンバーを提示する必要があります。

■今後のスケジュール

●マイナンバーの通知

平成27年10月以降
住民票の世帯ごとに、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

●マイナンバーの利用開始

平成28年1月
税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カードの交付も始まります。

●個人ごとのポータルサイトの運用開始

平成29年1月
マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認することができます。

●地方公共団体等も含めた情報連携を開始

平成29年7月
情報連携により事務が確実かつ、スムーズになり、国民の負担が軽減され、暮らしがもっと便利になります。

マイナンバーに関するお問い合わせ

■専用ダイヤル
■受付時間



マイナンバー

☎0570 (20) 0178 (全国共通ナビダイヤル)

9時30分から17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※平成27年10月から平成28年3月までの平日は20時まで延長。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、☎050(3816)9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料が発生します。

【企画財政課広報広聴係 ☎47-3007】